

地域生活支援事業の支給決定基準 (移動支援事業及び日中一時支援事業)

Ver.1.0

始良市 長寿・障害福祉課

2026年4月1日

内容

I	はじめに.....	4
1.	目的.....	4
2.	支給決定基準として定めるもの.....	4
II	地域生活支援事業の種類と支給決定等について.....	5
1	移動支援事業.....	5
2	日中一時支援事業.....	8

I はじめに

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）における地域生活支援事業の支給の可否や支給量の決定に関し、支給決定基準を明確化し、公平かつ適正に地域生活支援事業の提供を行うことを目的とします。

なお、この支給基準は、地域の特性や利用者の状況に応じ実施するため、国の地域生活支援事業に係る基準や地域での運用状況等を参考に、適宜見直しを行います。

(1) 支給量の決定は、対象者のニーズに応じて作成される申請書等サービス決定に必要な挙証書類や聞き取り等に基づき、内容を審査した上で決定するため、標準的な支給量がそのまま支給されるということではありません。

(2) この支給決定基準は、一人一人の支給量を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限とするものではありません。

2. 支給決定基準として定めるもの

支給決定に当たっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給基準、障害児通所支援を含む併給関係

- (1) 地域生活支援事業
- ・ 移動支援事業
 - ・ 日中一時支援事業

障害者総合支援法に基づくサービス及び地域生活支援事業の他のサービスについては、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」、「障害福祉サービス支給決定基準」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」により決定することとします。

Ⅱ 地域生活支援事業の種類と支給決定等について

1 移動支援事業

【支援の内容】（厚生労働省 移動支援事業実施要領 別記1－9 参照）

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

【対象者】

法第4条第1項に規定する障害者と同条第2項に規定する障害児のうち、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 視覚障害の程度が1級若しくは2級に該当する者又は肢体不自由の下肢又は体幹機能障害の1級又は2級に該当する者であって、身体介護を常時必要とする者
- (2) 療育手帳を所持している者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (4) 難病により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障害を有すると医師が診断した者
- (5) その他福祉事務所長が認める者

【対象要件】

対象となる移動は、外出時に適当な介護者がいない個人又はグループが、次に掲げる移動のうち、下記注意事項に該当しない場合とする。ただし、移動の範囲は国内のみ、日帰りを原則とすること。なお、利用については社会通念上適当であるかどうかという観点から判断すること。

- (1) 病院、診療所等での受診のための移動（介護給付を受ける者を除く。）
- (2) 官公署・金融機関における諸手続きのための移動
- (3) 冠婚葬祭のための移動
- (4) 余暇活動等社会参加のための移動
- (5) 通所、通学については、他の支援が得られない状況であって、保護者の疾病・障害、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により付き添うことができない場合、1日2回までとする。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加促進の観点から福祉事務所長が必要と認めた移動

2 前項の規定に関わらず、当該障害者等がその状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付、法の規定による自立支援給付その他の法令に基

づく給付を受けることができるときは、その範囲において、対象となる移動から除くものとする。

※注意事項（対象とならない外出の範囲）

- ①通勤、営業活動、経済活動
- ②宗教活動や特定の思想流布、政治活動、公序良俗に反する目的・場所への外出
- ③病院への定期受診（通院等介助で対応できるため）

【利用上限時間】

社会生活上必要不可欠な1月あたりの時間数及び社会参加の促進のために必要な1月あたりの時間数を申請してください。

◆Q & A

Q 1. 目的地において支援を必要としない時間が生じたらどうすればいいですか。

A. 支援を必要としない時間が発生する場合は算定できません。移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間は、常時支援とならないことから、算定の対象外となります。

（例）10：00～12：00 までの支援の場合

- 10：00～10：30 外出のための準備及び車両への乗車介助
- 10：30～11：00 運転中（※算定対象外）
- 11：00～11：30 降車介助、目的地での介助、乗車介助
- 11：30～11：45 運転中（※算定対象外）
- 11：45～12：00 降車介助

※ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収に関わらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。

Q 2. ガイドヘルパーと一緒に食事をした場合の時間は算定できますか。

A. ヘルパーと一緒に食事をしている間において、利用者への支援が行われていない場合は、算定できません。

Q 3. 複数の目的地がある場合、1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A. 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。ただし、一連の外出の中で、一箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれている場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q 4. 余暇活動として、定期的にある習い事は利用の対象となりますか。

A. 通年かつ長期的な利用は対象外となります。

※通年とは1年を通じて定期的なもの、長期とは概ね3か月を超えるものとします。

Q 5. 注意事項①のうち、営業活動、経済活動とはどのようなものか。

A. 収入を得ることを目的とする活動です。

Q 6. 買い物支援はどのようなものが利用対象となりますか。

A. 店舗内では、生活訓練及びリハビリ等のための買い物同行及び商品の選定が困難な障害者に対する買い物同行が必要な方は対象となります。（Q 1 参照）

Q 7. 散歩は利用対象となりますか。

A. 近所の公園等目的地を定めた外出であれば、散歩、散策等も対象となります。ただし、移動支援は、あらかじめ目的地や時間を計画した上で利用するものですので、目的地を定めない散歩や散策は対象となりません。

Q 8. ドライブは利用対象となりますか。

A. 目的地での活動がない（ただ車に乗って走るだけ）ドライブは利用対象とはなりません。

2 日中一時支援事業

【支援の内容】

障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息のため、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に対応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービス。

【対象者】

次のいずれかに該当する児童等

- ① 身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療の受給者、難病患者

【支給決定期間】 1年以内

【標準支給量】

①の児童等	月5日～23日
-------	---------

- * ①以外の児童については、当該児童等が特別支援学級、特別支援学校に在籍している場合、児童クラブ等での預かりが困難な場合、監護者や介助者の急病等、相当な理由がある場合に限り、支給決定を行うことができます。

【留意事項】

支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	20日	23日

- ※ 障害児通所支援サービスと併給の場合、障害児支援利用計画でのサービスの位置づけが必要です。